

2013年4月12日 全28頁

バーゼルⅢ、資本構成の開示要件

【金融庁告示改正】国際統一基準行の開示事項、バーゼルⅢ準拠へ

金融調査部 研究員
鈴木利光

[要約]

- 2013年3月28日、金融庁は、金融機関の自己資本比率規制に関して、国際統一基準行を対象として、「第三の柱」（市場規律）に係る告示（開示告示）の一部改正（改正開示告示）を公表している。
- 改正開示告示は、国際統一基準行に対し、2013年3月31日から、バーゼルⅢを導入するための「第一の柱」（最低所要自己資本比率）に係る告示（自己資本比率告示）の改正（2012年3月30日公布）（改正自己資本比率告示）が適用されることを受け、所要の改正を加えるものである。
- 改正に当たっては、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）が、2012年6月26日に、バーゼルⅢに基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書（「資本構成の開示要件」）を公表したことを受け、これを踏まえた内容となっている。
- 改正開示告示は、改正自己資本比率告示と合わせて、2013年3月31日から適用される。
- なお、改正開示告示はあくまでも国際統一基準行を対象としており、国内基準行については、「当分の間」、従来通りの開示告示が適用される。もっとも、2013年3月8日に「国内基準行向けバーゼルⅢ」に係る自己資本比率告示の改正が公表されており、これが2014年3月31日から適用されることから、国内基準行についても、開示告示の改正がこれに合わせてなされることが予測される。
- 改正開示告示の要点は、（現行の開示告示では定量的な開示事項の一部として扱われている）自己資本の構成に関する事項が独立の開示事項として取り扱われている点、（連結）貸借対照表の（各科目の額及びこれらの）科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明（定性的な開示事項）及び自己資本調達手段に関する契約内容（四半期の開示事項）が新たな開示項目として追加されている点にあるものと考えられる。

[目次]

■ 1. はじめに	2
■ 2. 事業年度の開示事項	3
■ 3. 中間事業年度の開示事項	15
■ 4. 四半期の開示事項	15
■ 【Annex 1】別紙様式第一号（単体）・第二号（連結）	17
■ 【Annex 2】別紙様式第三号	22
■ 【Annex 3】附則別紙様式第一号（単体）・第二号（連結）	24

1. はじめに

2013年3月28日、金融庁は、金融機関の自己資本比率規制に関して、国際統一基準行を対象として、「第三の柱」（市場規律）に係る「告示」¹（以下、「開示告示」）の一部改正（以下、「改正開示告示」）を公表している²。

改正開示告示は、国際統一基準行に対し、2013年3月31日から、バーゼルⅢを導入するための「第一の柱」（最低所要自己資本比率）に係る「告示」³（以下、「自己資本比率告示」）の改正（2012年3月30日公布）（以下、「改正自己資本比率告示」）⁴が適用されることを受け、所要の改正を加えるものである。

改正に当たっては、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）が、2012年6月26日に、バーゼルⅢに基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書（「資本構成の開示要件」）⁵を公表したことを受け、これを踏まえた内容となっている。

¹ 「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十五号）」をいう。

² 金融庁ウェブサイト参照（<http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130328-2.html>）
（同サイトに「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」も掲載）

³ 「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）」をいう。

⁴ バーゼルⅢの国内規制たる改正自己資本比率告示の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

- ◆ 「CCP向けエクスポージャーの資本賦課」（鈴木利光）[2012年12月19日]
（http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20121219_006609.html）
- ◆ 「早期是正措置の区分、バーゼルⅢに合わせて見直しへ」（鈴木利光/金本悠希）[2012年9月14日]
（<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/12091401financial.html>）
- ◆ 「バーゼルⅢのQ&A、ダブル・ギアリングを明確化」（鈴木利光/金本悠希）[2012年8月27日]
（<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/12082701securities.html>）
- ◆ 「バーゼルⅢ告示④ リスク捕捉の強化」（金本悠希）[2012年5月24日]
（<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/12052401financial.html>）
- ◆ 「バーゼルⅢ告示③ 総自己資本比率（連結）＜訂正版＞」（鈴木利光/金本悠希）[2013年1月25日]
（http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125_006732.html）
- ◆ 「バーゼルⅢ告示② Tier1比率（連結）＜訂正版＞」（鈴木利光/金本悠希）[2013年1月25日]
（http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125_006731.html）
- ◆ 「バーゼルⅢ告示① 普通株式等Tier1比率（連結）＜訂正版＞」（鈴木利光/金本悠希）[2013年1月25日]
（http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125_006730.html）

⁵ 金融庁ウェブサイト参照（<http://www.fsa.go.jp/inter/bis/20120628-1.html>）

改正開示告示は、改正自己資本比率告示と合わせて、2013年3月31日から適用される（改正開示告示附則第1条参照）。

なお、繰り返しになるが、改正開示告示はあくまでも国際統一基準行を対象としており、国内基準行については、「当分の間」、従来通りの開示告示が適用される（改正開示告示附則第4条参照）。もっとも、2013年3月8日に「国内基準行向けバーゼルⅢ」に係る自己資本比率告示の改正⁶が公表されており、これが2014年3月31日から適用されることから、国内基準行についても、開示告示の改正がこれに合わせてなされることが予測される。

本稿では、改正開示告示に基づく、国際統一基準行に該当する銀行又は銀行持株会社の開示事項を簡潔に紹介する⁷。

2. 事業年度の開示事項

(1) 開示事項の大枠

事業年度の開示事項の大枠は、次の3点である（改正開示告示第2条第1項・第4条第1項・第7条第1項参照）。

- ▶ 自己資本の構成に関する開示事項
- ▶ 定性的な開示事項
- ▶ 定量的な開示事項

以下、それぞれの開示事項を簡潔に紹介する。

(2) 自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成に関する開示事項は、Annex 1 (p. 17) の別紙様式第一号（単体）・第二号（連結）により作成する（改正開示告示第2条第2項・第4条第2項・第7条第2項参照）。

ただし、経過措置により、2018年3月30日までの間（2017年3月期を含む）は、Annex 3 (p. 24) の附則別紙様式第一号・第二号により作成する（改正開示告示附則第2条・第3条参照）。

⁶ 「国内基準行向けバーゼルⅢ」に係る自己資本比率告示の改正については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼルⅢ、国内基準行版公表」（鈴木利光/金本悠希）[2013年3月25日]
http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130325_006966.html

⁷ 農林中央金庫、商工組合中央金庫、及び最終指定親会社（金融商品取引法上の特別金融商品取引業者（総資産の額が1兆円を超える証券会社）を子会社に持つグループの頂点となるべき親会社）の開示内容については割愛する。

(3) 定性的な開示事項

事業年度の定性的な開示事項は、次のとおりである（改正開示告示第2条第3項・第4条第3項・第7条第3項参照）。

ここでの主たる変更は、（連結）貸借対照表の（各科目の額及びこれらの）科目が前記（2）の自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明（後記「十一。」参照）が新たな開示項目として追加されている点である。

- | |
|--|
| <p>一. 連結の範囲に関する次に掲げる事項（※連結自己資本比率を算出する銀行及び銀行持株会社のみ）</p> <p>イ. 連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下、「連結グループ又は持株会社グループ」）に属する会社と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲（以下、「会計連結範囲」）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因</p> <p>ロ. 連結グループ又は持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容</p> <p>ハ. 自己資本比率告示第9条等が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容</p> <p>ニ. 連結グループ又は持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループ又は持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容</p> <p>ホ. 連結グループ又は持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要</p> <p>二. 銀行及び連結グループ又は持株会社グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要</p> <p>三. 信用リスクに関する次に掲げる事項</p> <p>イ. リスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>ロ. 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項</p> <p>(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等 <u>(注1)</u> の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む）</p> <p>(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称</p> <p>ハ. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項</p> <p>(1) 使用する内部格付手法の種類</p> |
|--|

(2) 内部格付制度の概要

(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要 (注 2)

- (i) 事業法人向けエクスポージャー (注 3)
- (ii) ソブリン向けエクスポージャー
- (iii) 金融機関等向けエクスポージャー
- (iv) 株式等エクスポージャー (注 4)
- (v) 居住用不動産向けエクスポージャー
- (vi) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
- (vii) その他リテール向けエクスポージャー

四. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

五. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

六. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ. リスク管理の方針及びリスク特性の概要

ロ. 自己資本比率告示第 249 条第 4 項第 3 号から第 6 号まで等 (注 5) に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ. 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ニ. 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ホ. 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

ヘ. 銀行及び連結グループ又は持株会社グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該銀行及び当該連結グループ又は当該持株会社グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

ト. 銀行及び連結グループ又は持株会社グループの子法人等（連結子法人等を除く）及び関連法人等のうち、当該銀行及び当該連結グループ又は当該持株会社グループが行った証券化取引 (注 6) に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

チ. 証券化取引に関する会計方針

リ. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称 (注 7)

ヌ. 内部評価方式を用いている場合には、その概要

- ル. 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容
- 七. マーケット・リスクに関する次に掲げる事項 (注 8)
- イ. リスク管理の方針及び手続の概要
- ロ. マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称 (注 9)
- ハ. 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法
- ニ. 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テスト
ィング及びストレステストの説明
- ホ. 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要
- ヘ. 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要
- ト. マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各
種の前提及び評価の方法
- 八. オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項
- イ. リスク管理の方針及び手続の概要
- ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 (注 10)
- ハ. 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項
- (1) 当該手法の概要
- (2) 保険によるリスク削減の有無 (注 11)
- 九. 銀行勘定における出資等 (注 12) 又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方
針及び手続の概要
- 十. 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項
- イ. リスク管理の方針及び手続の概要
- ロ. 銀行及び連結グループ又は持株会社グループが内部管理上使用した銀行勘定における
金利リスクの算定手法の概要
- 十一. (自己資本比率告示の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連
結) 貸借対照表の (各科目の額及びこれらの) 科目が自己資本の構成に関する開示事項
である別紙様式第一号・第二号の項目 (p. 17 参照) のいずれに相当するかについての説
明

(注 1) 適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。

(注 2) (vi) 及び (vii) に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポート
フォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行及び連
結グループ又は持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者
を区別して開示することを要しない。

- (注 3) 特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。
- (注 4) 株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に PD/LGD 方式を適用する場合に限る。
- (注 5) 証券化エクスポージャーの信用リスクに係る内部格付手法（自己資本比率告示第 254 条第 2 項等）及び内部格付手法採用行における証券化エクスポージャーの個別リスク（マーケット・リスク）の算出（同第 302 条の 4 第 1 項等）において準用する場合を含む。
- (注 6) 銀行及び連結グループ又は持株会社グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。
- (注 7) 使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。
- (注 8) 自己資本比率の算式の分母にマーケット・リスク相当額を算入する場合に限る。
- (注 9) 複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。
- (注 10) 部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。
- (注 11) 保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。
- (注 12) 銀行法施行令第 4 条第 4 項第 3 号に規定する出資その他これに類するエクスポージャーをいう。
- (出所) 改正開示告示を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

(4) 定量的な開示事項

事業年度の定量的な開示事項は、次のとおりである（改正開示告示第 2 条第 4 項・第 4 条第 4 項・第 7 条第 4 項参照）。

ここでは、改正自己資本比率告示に基づく変更を除き、開示項目に重大な変更点はない。強いて挙げるとすれば、現行の開示告示では定量的な開示事項の一部として扱われている、自己資本の構成に関する事項（開示告示第 2 条第 3 項第 1 号・第 4 条第 3 項第 2 号・第 7 条第 3 項第 2 号参照）が、改正開示告示では独立の開示事項として取り扱われている点である（前記 (2) 参照）。

- 一、 その他金融機関等 (注 1) であって銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額（※連結自己資本比率を算出する銀行及び銀行持株会社のみ）
- 二、 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項
 - イ、 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額
 - (1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳
 - (2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳 (注 2)
 - (i) 事業法人向けエクスポージャー
 - (ii) ソブリン向けエクスポージャー
 - (iii) 金融機関等向けエクスポージャー
 - (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー
 - (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

- (vi) その他リテール向けエクスポージャー
- (3) 証券化エクスポージャー
- ロ. 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額
 - (1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳
 - (i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー
 - (ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー
 - (2) PD/LGD 方式が適用される株式等エクスポージャー
- ハ. 信用リスク・アセットのみなし計算 (注 3) が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額
- ニ. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行及び連結グループ又は持株会社グループが使用する次に掲げる方式ごとの額
 - (1) 標準的方式 (注 4)
 - (2) 内部モデル方式
- ホ. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行及び連結グループ又は持株会社グループが使用する次に掲げる手法ごとの額
 - (1) 基礎的手法
 - (2) 粗利益配分手法
 - (3) 先進的計測手法
- ヘ. 総所要自己資本額 (連結又は単体) (注 5)
- 三. 信用リスク (注 6) に関する次に掲げる事項
 - イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高 (注 7) 及びエクスポージャーの主な種類別の内訳
 - ロ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳
 - (1) 地域別
 - (2) 業種別又は取引相手の別
 - (3) 残存期間別
 - ハ. 3 ヶ月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの

期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

- (1) 地域別
 - (2) 業種別又は取引相手の別
- ニ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額 (注 8)
- ホ. 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額
- ヘ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高 (注 9) 並びに改正自己資本比率告示の規定により 1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額
- ト. 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分 (注 10) ごとの残高
- チ. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項 (注 11)
- (1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとの PD の推計値、LGD の推計値 (注 12) の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目の EAD の推計値及びオフ・バランス資産項目の EAD の推計値 (注 13)
 - (2) PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとの PD の推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高
 - (3) 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項
 - (i) プール単位での PD の推計値、LGD の推計値 (注 14) の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目の EAD の推計値、オフ・バランス資産項目の EAD の推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値
 - (ii) 適切な数の EL 区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析
- リ. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析
- ヌ. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポージャー

ャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比

四. 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ. 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額 （注 15）（注 16）

(1) 適格金融資産担保

(2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法採用行に限る。）

ロ. 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額 （注 17）

五. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

イ. 与信相当額の算出に用いる方式

ロ. グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

ハ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額 （注 18）

ニ. ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）

ホ. 担保の種類別の額

ヘ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

ト. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

チ. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

六. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ. 銀行及び連結グループ又は持株会社グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳 （注 19）

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、3ヶ月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な

原資産の種類別の内訳 (注 20)

- (3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
 - (4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略 (注 21)
 - (5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
 - (6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
 - (7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
 - (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
 - (9) 自己資本比率告示第 247 条等の規定により 1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
 - (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項 (注 22)
 - (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
 - (ii) 銀行及び連結グループ又は持株会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額に対する所要自己資本の額
 - (iii) 銀行及び連結グループ又は持株会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額に対する所要自己資本の額
 - (11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
 - (12) 自己資本比率告示附則第 15 条等（証券化エクスポージャーに関する経過措置）の適用により算出される信用リスク・アセットの額
- ロ. 銀行及び連結グループ又は持株会社グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

- (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (3) 自己資本比率告示第 247 条等の規定により 1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
- (5) 自己資本比率告示附則第 15 条等（証券化エクスポージャーに関する経過措置）の適用により算出される信用リスク・アセットの額

ハ. 銀行及び連結グループ又は持株会社グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳 (注 23)
- (2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
- (3) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略 (注 24)
- (4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (5) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
- (9) 自己資本比率告示第 302 条の 5 第 2 項等の規定により 100 パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項 (注 25)
 - (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
 - (ii) 銀行及び連結グループ又は持株会社グループがオリジネーターとして留保す

る早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額に対する所要自己資本の額

- (iii) 銀行及び連結グループ又は持株会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額に対する所要自己資本の額

ニ. 銀行及び連結グループ又は持株会社グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
- (4) 自己資本比率告示第 302 条の 5 第 2 項等の規定により 100 パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

七. マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する銀行及び連結グループ又は持株会社グループに限る。）

- イ. 期末のバリュー・アット・リスク（VaR）の値並びに開示期間における VaR の最高、平均及び最低の値
- ロ. 期末のストレス VaR の値並びに開示期間におけるストレス VaR 最高、平均及び最低の値
- ハ. 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額
- ニ. バック・テストの結果及び損益の実績値が VaR の値から大幅に下方乖離した場合についての説明

八. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- イ. （連結）貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る（連結）貸借対照表計上額
 - (1) 上場している出資等又は株式等エクスポージャー（以下「上場株式等エクスポージャー」）

(2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー

- ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
- ハ. (連結) 貸借対照表で認識され、かつ、(連結) 損益計算書で認識されない評価損益の額
- ニ. (連結) 貸借対照表及び(連結) 損益計算書で認識されない評価損益の額
- ホ. 自己資本比率告示附則第 13 条(株式等エクスポージャーに 100% のリスク・ウェイトを適用する経過措置) が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額
- 九. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額
- 十. 銀行勘定における金利リスクに関して銀行及び連結グループ又は持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

(注 1) 「その他金融機関等」の定義については、大和総研レポート「バーゼルⅢ告示① 普通株式等 Tier1 比率(連結) <訂正版>」(鈴木利光/金本悠希) [2013 年 1 月 25 日] を参照されたい。

(注 2) (v) 及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行及び連結グループ又は持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。

(注 3) 内部格付手法採用行が、自己資本比率告示第 167 条の規定により、保有するエクスポージャー(いわゆるファンド)の裏付けとなる個々の資産等の信用リスク・アセットの総額をもって当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることをいう。

(注 4) 金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引の категорияごとに開示することを要する。

(注 5) 自己資本比率の算式の分母の額に 8 パーセント(国内基準行にあつては 4 パーセント)を乗じた額をいう。

(注 6) 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。

(注 7) 期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。

(注 8) 一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、地域別、業種別又は取引相手の別という区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金についてこうした区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。

(注 9) 格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の 1%未満である場合には、区分を要しない。

(注 10) 自己資本比率告示第 153 条第 3 項・第 5 項、第 166 条第 4 項等参照。

(注 11) 信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。

(注 12) 先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係る EL_{default} を含む。

(注 13) 先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。

(注 14) デフォルトしたエクスポージャーに係る EL_{default} を含む。

(注 15) 包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上調整を行っている場合は、当該上調整額に相当する額を減額した額をいう。

(注 16) 基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。

(注 17) 内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。

(注 18) 派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。

(注 19) ただし、銀行及び連結グループ又は持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。

(注 20) ただし、銀行及び連結グループ又は持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。

(注 21) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。

(注 22) 主な原資産の種類別の内訳を含む。

(注 23) ただし、銀行及び連結グループ又は持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。

(注 24) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。

(注 25) 主な原資産の種類別の内訳を含む。

(出所) 改正開示告示を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

3. 中間事業年度の開示事項

中間事業年度の開示事項は、次のとおりである（改正開示告示第 3 条・第 5 条・第 8 条参照）。

- 自己資本の構成に関する開示事項（p. 3 参照）
- 定性的な開示事項のうち、次の開示項目
 - 連結の範囲に関する事項（p. 4 参照）（※連結自己資本比率を算出する銀行及び銀行持株会社のみ）
 - （自己資本比率告示の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結）貸借対照表の（各科目の額及びこれらの）科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号・第二号の項目のいずれに相当するかについての説明（p. 6 参照）
- 定量的な開示事項（p. 7 参照）

4. 四半期の開示事項

四半期の開示事項は、次のとおりである（改正開示告示第 6 条・第 9 条参照）。

- 一. 総自己資本比率（単体及び連結。銀行持株会社は連結のみ。以下同様）
- 二. Tier1 比率
- 三. 普通株式等 Tier1 比率
- 四. 総自己資本の額
- 五. Tier1 資本の額
- 六. 普通株式等 Tier1 資本の額
- 七. 総所要自己資本額
- 八. 自己資本の構成に関する開示事項（p. 3 参照）
- 九. （自己資本比率告示の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結）貸借対照表の（各科目の額及びこれらの）科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号・第二号の項目のいずれに相当するかについての説明（p. 6 参照）
（注 1）

十. 自己資本調達手段(注2)に関する契約内容の概要

十一. 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細

(注1) 対象となる四半期の末日を基準日とする(連結)貸借対照表が金融商品取引法第24条第1項若しくは第3項の規定に基づく有価証券報告書、第24条の4の7第1項の規定に基づく四半期報告書又は第24条の5第1項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

(注2) その額の全部又は一部が、普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額、その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額若しくは Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段又をいう。

(出所) 改正開示告示を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

前記「十.」の自己資本調達手段に関する契約内容の概要は、Annex 2 (p.22) の別紙様式第三号により作成する(改正開示告示第6条第2項・第9条第2項参照)。

なお、四半期の開示事項は、銀行法施行規則第19条の5に基づく努力義務規定である。この点について、金融庁は、「努力義務規定であるため、開示がなされないことのみをもって不利益処分が課されるものではありません。もっとも、これらの項目についての開示を不要と考えるものではなく、各金融機関は、これらの項目がバーゼル銀行監督委員会『資本構成の開示要件』と整合的に銀行間で共通の開示事項として定められている趣旨に鑑みて、情報の正確性、有用性を考慮しつつ適切に開示を行うことが期待されます」(「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」としている。

(本文終了)

【Annex 1】別紙様式第一号（単体）・第二号（連結）

本稿では、説明の便宜上、改正開示告示とは異なり、項目別に記載している。

(1) 普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目

項目	連結 or/ and 単体	国際様式の該当 番号
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目	(1)	
普通株式に係る株主資本の額	連単	1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	連単	1a
うち、利益剰余金の額	連単	2
うち、自己株式の額（△）	連単	1c
うち、社外流出予定額（△）	連単	26
うち、上記以外に該当するものの額	連単	
普通株式に係る新株予約権の額	連単	1b
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	単	3
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	連	3
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額	連	5
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額	イ 連単	6

(注) 「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（パーゼル銀行監督委員会により2012年6月26日に公表された「資本構成の開示要件」と題する文書の別紙一における表に記載された番号をいう）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(出所) 改正開示告示を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(2) 普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目

項目	連結 or/ and 単体	国際様式の該当 番号
普通株式等Tier1資本に係る調整項目	(2)	
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）の額の合計額	連単	8+9
うち、のれんに係るものの額	連単	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	連単	9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く）の額	連単	10
繰延ヘッジ損益の額	連単	11
適格引当金不足額	連単	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	連単	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	連単	14
前払年金費用の額	連単	15
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く）の額	連単	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	連単	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	連単	18
特定項目に係る10パーセント基準超過額	連単	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	連単	19
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る）に関連するものの額	連単	20
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	連単	21
特定項目に係る15%基準超過額	連単	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	連単	23
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る）に関連するものの額	連単	24
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	連単	25
その他Tier1資本不足額	連単	27
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額	ロ 連単	28
普通株式等Tier1資本		
普通株式等Tier1資本の額（イーロ）	ハ 連単	29

(注)

- 「繰延ヘッジ損益」とは、連結財務諸表等規則第 69 条の 5 第 1 項第 2 号（単体の場合は財務諸表等規則第 67 条第 1 項第 2 号）に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が自己資本比率告示第 5 条第 1 項第 2 号又は持株自己資本比率告示第 5 条第 1 項第 2 号のその他の包括利益累計額の項目（単体の場合は同第 17 条第 1 項第 2 号の評価・換算差額等の項目）として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。なお、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。
- 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。
- 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

(出所) 改正開示告示を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(3) その他 Tier1 資本に係る基礎項目

項目	連結 or/ and 単体	国際様式の該当 番号	
その他Tier1資本に係る基礎項目	(3)		
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	連単	31a	30
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	連単	31b	
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	連単	32	
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	連単		
その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額	連	34-35	
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	連単	33+35	
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	連	33	
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く）の発行する資本調達手段の額	連	35	
その他Tier1資本に係る基礎項目の額	二	連単	36
その他Tier1資本に係る調整項目			
自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	連単	37	
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	連単	38	
少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	連単	39	
その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	連単	40	
Tier2 資本不足額	連単	42	
その他Tier1 資本に係る調整項目の額	ホ	連単	43
その他Tier1 資本			
その他Tier1 資本の額（二ーホ）	へ	連単	44
Tier1 資本			
Tier1 資本の額（ハ＋へ）	ト	連単	45

(注)

- 「その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加のうえ、その内訳を記載すること。
- 「銀行の特別目的会社等」は、銀行がその総株主等の議決権の全てを保有するものに限る（以下同様）。
- 「特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額」に係る「国際様式の該当番号」欄には、資本調達手段の種類に応じ 31 又は 32 の番号を記載すること。
- 持株会社にあつては、「銀行」を「銀行持株会社」と読み替えるものとする（以下同様）。

(出所) 改正開示告示を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(4) Tier2 資本に係る基礎項目

項目	連結 or/ and 単体	国際様式の該当 番号
Tier2 資本に係る基礎項目	(4)	
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	連単	46
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	連単	
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	連単	
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	連単	
Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額	連	48-49
適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	連単	47+49
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	連	47
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社を除く）の発行する資本調達手段の額	連	49
一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	連単	50
うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	連単	50a
うち、適格引当金Tier2 算入額	連単	50b
Tier2 資本に係る基礎項目の額	チ	連単 51
Tier2 資本に係る調整項目		
自己保有Tier2 資本調達手段の額	連単	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	連単	53
少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	連単	54
その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	連単	55
Tier2 資本に係る調整項目の額	リ	連単 57
Tier2 資本		
Tier2 資本の額（チーリ）	又	連単 58
総自己資本		
総自己資本の額（ト＋ヌ）	ル	連単 59

(注) 「Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額として
資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加のうえ、その内訳を記載すること。

(出所) 改正開示告示を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(5) リスク・アセット

項目	連結 or/ and 単体	国際様式の該当 番号
リスク・アセット	(5)	
リスク・アセットの額	ヲ	連単 60
(連結) 自己資本比率		
(連結) 普通株式等Tier1 比率（ハ／ヲ）	連単	61
(連結) Tier1 比率（ト／ヲ）	連単	62
(連結) 総自己資本比率（ル／ヲ）	連単	63

(出所) 改正開示告示を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(6) 調整項目に係る参考事項

項目	連結 or/ and 単体	国際様式の該当 番号
調整項目に係る参考事項	(6)	
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	連単	72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	連単	73
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る）に係る調整項目不算入額	連単	74
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に係る調整項目不算入額	連単	75

(注)

- 「少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。
- 「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。
- 「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る）に係る調整項目不算入額」とは、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。
- 「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

(出所) 改正開示告示を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(7) Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

項目	連結 or/ and 単体	国際様式の該当 番号
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項	(7)	
一般貸倒引当金の額	連単	76
一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	連単	77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする）	連単	78
適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	連単	79

(注)

- 「一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあっては、自己資本比率告示第 152 条第 2 号等に掲げる額とする）に 1.25% を乗じて得た額をいう。
- 「適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、内部格付手法採用行において、自己資本比率告示第 152 条第 1 号等に掲げる額に 0.6% を乗じて得た額をいう。

(出所) 改正開示告示を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(8) 資本調達手段に係る経過措置に関する事項

項目	連結 or/ and 単体	国際様式の該当 番号
資本調達手段に係る経過措置に関する事項	(8)	
適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	連単	82
適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする）	連単	83
適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	連単	84
適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする）	連単	85

(注)

- 「適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額」とは、改正自己資本比率告示（2012 年 3 月 30 日改正）附則第 3 条第 1 項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier1 資本調達手段⁸に係る基準額（2013 年 3 月 31 日における適格旧Tier1 資本調達手段の額）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額をいう（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする）をいう。
- 「適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額」とは、改正自己資本比率告示（2012 年 3 月 30 日改正）附則第 3 条第 2 項の規定に従い、同条第 1 項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier2 資本調達手段⁹に係る基準額（2013

⁸ 「適格旧 Tier1 資本調達手段」の定義については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「パーゼルⅢ告示② Tier1 比率（連結）＜訂正版＞」（鈴木利光/金本悠希）[2013 年 1 月 25 日]
http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125_006731.html

⁹ 「適格旧 Tier2 資本調達手段」の定義については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

年3月31日における適格旧Tier2資本調達手段の額)に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額をいう(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする)をいう。

(出所) 改正開示告示を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

◆ 「バーゼルⅢ告示③ 総自己資本比率(連結) <訂正版>」(鈴木利光/金本悠希) [2013年1月25日]
(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125_006732.html)

【Annex 2】別紙様式第三号

1	発行者	
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	
規制上の取扱い		(1)
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	(2)
7	銘柄、名称又は種類	
自己資本に係る基礎項目の額に算入された額		(3)
8	連結自己資本比率	
	単体自己資本比率	
9	額面総額	(4)
表示される科目の区分		(5)
10	連結貸借対照表	
	単体貸借対照表	
11	発行日	(6)
12	償還期限の有無	
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	
15	初回償還可能日及びその償還金額	(7)
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	(8)
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	(9)
剰余金の配当又は利息の支払		
17	配当率又は利率の種別	(10)
18	配当率又は利率	(11)
19	配当等停止条項の有無	(12)
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	(13)
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	
24	転換が生じる場合	(14)
25	転換の範囲	(15)
26	転換の比率	(16)
27	転換に係る発行者の裁量の有無	(17)
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無	(18)
31	元本の削減が生じる場合	(19)
32	元本の削減が生じる範囲	(20)
33	元本回復特約の有無	(21)
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	(22)
36	非充足資本要件の有無	(23)
37	非充足資本要件の内容	

(注)

- (1) 普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額、その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額又は Tier2 資本に係る基礎項目の額のうち、自己資本比率告示に基づき自己資本調達手段の額の全部又は一部が算入されるもの（普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額、その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額、Tier2 資本に係る基礎項目の額の別）を記載すること。

- (2) 銀行又は銀行持株会社のほか、自己資本調達手段がその自己資本比率の算出において自己資本に算入される親法人等又は子法人等が存在する場合には、当該親法人等又は子法人等を記載すること。
 - (3) 直近に公表された自己資本比率の算出において、自己資本に係る基礎項目の額に算入された額を記載すること。なお、銀行持株会社は、「単体自己資本比率」についての記載を要しない。
 - (4) 自己資本調達手段につき額面金額が定められていない場合には、記載を要しない。
 - (5) 「連結貸借対照表」については、「株主資本」、「少数株主持分」及び「負債」のうち該当するものを記載し、「単体貸借対照表」については、「株主資本」及び「負債」のうち該当するものを記載すること。なお、銀行持株会社は、「単体貸借対照表」についての記載を要しない。
 - (6) 発行日を特定することが困難である場合には、記載を要しない。
 - (7) 「初回償還可能日」とは、発行後5年を経過した日以後の日であって、発行者が初めて償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。以下同様）を行うことが可能な日をいう。
 - (8) 「特別早期償還特約」とは、一定の事由が生じた場合には発行後5年を経過する日前に償還等を行うことを可能とする特約をいう。
 - (9) 「任意償還可能日」とは、発行者による償還等が可能な日をいう。
 - (10) 配当率（利率）が、固定配当率（利率）の場合には「固定」と、変動配当率（利率）の場合には「変動」と、当初は固定配当率（利率）であって一定期間経過後に変動配当率（利率）に変更される場合は「固定から変動」と、当初は変動配当率（利率）であって一定期間経過後に固定配当率（利率）に変更される場合は「変動から固定」と記載すること。
 - (11) 変動配当率（利率）については、その基礎とする市場金利の名称及びこれに加算する百分率を記載すること。ただし私募や相対取引の方法により行われたため配当率又は利率が一般に公表されていない資本調達手段については、これらを資本調達手段の特性（通貨・満期の有無及び償還期限・期限前償還条項の有無等）ごとに区分し、当該区分ごとに基準日における加重平均利率を開示することができる。
 - (12) 「配当停止条項」とは、剰余金の配当又は利息の支払いの停止を行った場合における同等以上の質の自己資本調達手段に係る剰余金の配当又は利息の支払いに関する発行者に対する制約事項を定める条項をいう。
 - (13) 発行者の有する剰余金の配当又は利息の支払いについての裁量に応じて、「完全裁量」、「部分裁量」又は「裁量なし」のうち、該当するものを記載すること。
 - (14) 他の種類の資本調達手段への転換が生じる場合の概要を記載すること。
 - (15) 他の種類の資本調達手段への転換が生じる場合において、当該転換が生じる自己資本調達手段の範囲に応じて、「常に全部転換」、「全部転換又は一部転換」又は「常に一部転換」のうち、該当するものを記載すること。
 - (16) 他の種類の資本調達手段への転換が生じる場合において、自己資本調達手段一つにつき交付される他の資本調達手段の数を記載すること。なお、転換比率の修正に関する条項が定められている場合には、当該転換比率の修正に係る概要も記載すること。
 - (17) 他の種類の資本調達手段への転換に係る発行者の有する裁量に応じて、「完全裁量」、「部分裁量」又は「裁量なし」のうち、該当するものを記載すること。
 - (18) 「元本の削減」には、自己資本調達手段の元本金額が減額される場合のほか、当該自己資本調達手段が無償で発行者に譲渡される場合等、実質的に元本の削減と同じ効果が生じる場合を含む。
 - (19) 元本の削減が生じる場合の概要を記載すること。
 - (20) 元本の削減が生じる場合において、元本の削減が生じる自己資本調達手段の範囲に応じて、「常に全部削減」、「全部削減又は一部削減」又は「常に一部削減」のうち、該当するものを記載すること。
 - (21) 「元本回復特約」とは、元本の削減後に一定の事由を満たすことを条件として当該削減された元本部分の全部又は一部の回復を可能とする旨の特約をいう。
 - (22) 残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段が存在しない場合は、「一般債務」と記載すること。
 - (23) 「非充足資本要件」とは、自己資本調達手段の額の全部又は一部が算入される自己資本に係る基礎項目の額の区分に応じ、自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に定める普通株式の要件、その他 Tier1 資本調達手段の要件又は Tier2 資本調達手段の要件のうち、当該自己資本調達手段が充足しないものをいい、複数の非充足資本要件がある場合には、実質破綻認定時損失吸収条項（自己資本比率告示第6条第4項第15号、第7条第4項第10号、第18条第4項第15号若しくは第19条第4項第10号又は持株自己資本比率告示第6条第4項第15号若しくは第7条第4項第10号に定める要件をいう）など、自己資本調達手段の損失吸収力を判断するために特に重要と認められるものを記載することができる。
- (出所) 改正開示告示を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

【Annex 3】附則別紙様式第一号（単体）・第二号（連結）

本稿では、説明の便宜上、改正開示告示とは異なり、項目別に記載している。

(1) 普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目

項目	経過措置による不算入額	連結 or/and 単体	国際様式の該当番号
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目	(1)		
普通株式に係る株主資本の額		連単	1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額		連単	1a
うち、利益剰余金の額		連単	2
うち、自己株式の額（△）		連単	1c
うち、社外流出予定額（△）		連単	26
うち、上記以外に該当するものの額		連単	
普通株式に係る新株予約権の額		連単	1b
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額		単	3
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額		連	3
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額		連	5
経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額		連単	
……………（その内訳を記載）		連単	
……………		連単	
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額	イ	連単	6

(注) 「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（パーゼル銀行監督委員会により2012年6月26日に公表された「資本構成の開示要件」と題する文書の別紙一における表に記載された番号をいう）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(出所) 改正開示告示を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(2) 普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目

項目	経過措置による不算入額	連結 or/and 単体	国際様式の該当番号
普通株式等Tier1資本に係る調整項目	(2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く）の額の合計額		連単	8+9
うち、のれんに係るものの額		連単	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額		連単	9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く）の額		連単	10
繰延ヘッジ損益の額		連単	11
適格引当金不足額		連単	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		連単	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		連単	14
前払年金費用の額		連単	15
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く）の額		連単	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額		連単	17
少数出資金融機関等の普通株式の額		連単	18
特定項目に係る10パーセント基準超過額		連単	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額		連単	19
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る）に関連するものの額		連単	20
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額		連単	21
特定項目に係る15%基準超過額		連単	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額		連単	23
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る）に関連するものの額		連単	24
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額		連単	25
その他Tier1資本不足額		連単	27
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額	ロ	連単	28
普通株式等Tier1資本			
普通株式等Tier1資本の額（イーロ）	ハ	連単	29

(注)

- 「繰延ヘッジ損益」とは、連結財務諸表等規則第 69 条の 5 第 1 項第 2 号（単体の場合は財務諸表等規則第 67 条第 1 項第 2 号）に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が自己資本比率告示第 5 条第 1 項第 2 号又は持株自己資本比率告示第 5 条第 1 項第 2 号のその他の包括利益累計額の項目（単体の場合は同第 17 条第 1 項第 2 号の評価・換算差額等の項目）として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。なお、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。
- 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。
- 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

(出所) 改正開示告示を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(3) その他 Tier1 資本に係る基礎項目

項目	経過措置による不算入額	連結 or/and 単体	国際様式の該当番号
その他Tier1資本に係る基礎項目	(3)		
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳		連単	31a
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額		連単	31b
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額		連単	32
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額		連単	
その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額		連	34-35
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額		連単	33+35
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額		連	33
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く）の発行する資本調達手段の額		連	35
経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額		連単	
……………（その内訳を記載）		連単	
……………		連単	
その他Tier1資本に係る基礎項目の額	二	連単	36
その他Tier1資本に係る調整項目			
自己保有その他Tier1資本調達手段の額		連単	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額		連単	38
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額		連単	39
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額		連単	40
経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額		連単	
……………（その内訳を記載）		連単	
……………		連単	
Tier2資本不足額		連単	42
その他Tier1資本に係る調整項目の額	ホ	連単	43
その他Tier1資本			
その他Tier1資本の額（二ーホ）	へ	連単	44
Tier1資本			
Tier1資本の額（ハ＋へ）	ト	連単	45

(注)

- 「その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加のうえ、その内訳を記載すること。
- 「銀行の特別目的会社等」は、銀行がその総株主等の議決権の全てを保有するものに限る（以下同様）。
- 「特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額」に係る「国際様式の該当番号」欄には、資本調達手段の種類に応じ 31 又は 32 の番号を記載すること。
- 持株会社にあつては、「銀行」を「銀行持株会社」と読み替えるものとする（以下同様）。

(出所) 改正開示告示を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(4) Tier2 資本に係る基礎項目

項目	経過措置による不 算入額	連結 or/and 単体	国際様式の該当 番号
Tier2 資本に係る基礎項目	(4)		
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳		連単	46
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額		連単	
Tier2 資本調達手段に係る負債の額		連単	
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額		連単	
Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額		連	48-49
適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		連単	47+49
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額		連	47
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社を除く）の発行する資本調達手段の額		連	49
一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額		連単	50
うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額		連単	50a
うち、適格引当金Tier2 算入額		連単	50b
経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額		連単	
……………（その内訳を記載）		連単	
……………		連単	
Tier2 資本に係る基礎項目の額	チ	連単	51
Tier2 資本に係る調整項目			
自己保有Tier2 資本調達手段の額		連単	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額		連単	53
少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額		連単	54
その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額		連単	55
経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額		連単	
……………（その内訳を記載）		連単	
……………		連単	
Tier2 資本に係る調整項目の額	リ	連単	57
Tier2 資本			
Tier2 資本の額（チーリ）	又	連単	58
総自己資本			
総自己資本合計（ト＋又）	ル	連単	59

(注) 「Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加のうえ、その内訳を記載すること。

(出所) 改正開示告示を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(5) リスク・アセット

項目	経過措置による不 算入額	連結 or/and 単体	国際様式の該当 番号
リスク・アセット	(5)		
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額		連単	
……………（その内訳を記載）		連単	
……………		連単	
リスク・アセットの額の合計額	ヲ	連単	60
(連結) 自己資本比率			
(連結) 普通株式等Tier1 比率（ハ／ヲ）		連単	61
(連結) Tier1 比率（ト／ヲ）		連単	62
(連結) 総自己資本比率（ル／ヲ）		連単	63

(出所) 改正開示告示を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(6) 調整項目に係る参考事項

項目	経過措置による不算入額	連結 or/and 単体	国際様式の該当番号
調整項目に係る参考事項	(6)		
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額		連単	72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額		連単	73
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る）に係る調整項目不算入額		連単	74
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に係る調整項目不算入額		連単	75

(注)

- 「少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。
- 「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。
- 「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る）に係る調整項目不算入額」とは、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。
- 「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

(出所) 改正開示告示を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(7) Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

項目	経過措置による不算入額	連結 or/and 単体	国際様式の該当番号
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項	(7)		
一般貸倒引当金の額		連単	76
一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額		連単	77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする）		連単	78
適格引当金に係るTier2 資本算入上限額		連単	79

(注)

- 「一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあっては、自己資本比率告示第 152 条第 2 号等に掲げる額とする）に 1.25% を乗じて得た額をいう。
- 「適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、内部格付手法採用行において、自己資本比率告示第 152 条第 1 号等に掲げる額に 0.6% を乗じて得た額をいう。

(出所) 改正開示告示を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(8) 資本調達手段に係る経過措置に関する事項

項目	経過措置による不算入額	連結 or/and 単体	国際様式の該当番号
資本調達手段に係る経過措置に関する事項	(8)		
適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額		連単	82
適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする）		連単	83
適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額		連単	84
適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする）		連単	85

(注)

- 「適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額」とは、改正自己資本比率告示（2012 年 3 月 30 日改正）附則第 3 条第

1 項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier1 資本調達手段¹⁰に係る基準額（2013 年 3 月 31 日における適格旧Tier1 資本調達手段の額）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額をいう（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする）をいう。

- 「適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額」とは、改正自己資本比率告示（2012 年 3 月 30 日改正）附則第 3 条第 2 項の規定に従い、同条第 1 項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier2 資本調達手段¹¹に係る基準額（2013 年 3 月 31 日における適格旧Tier2 資本調達手段の額）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額をいう（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする）をいう。

（出所）改正開示告示を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

以上

¹⁰ 「適格旧 Tier1 資本調達手段」の定義については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼルⅢ告示② Tier1 比率（連結）＜訂正版＞」（鈴木利光/金本悠希）[2013 年 1 月 25 日]
(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125_006731.html)

¹¹ 「適格旧 Tier2 資本調達手段」の定義については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼルⅢ告示③ 総自己資本比率（連結）＜訂正版＞」（鈴木利光/金本悠希）[2013 年 1 月 25 日]
(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125_006732.html)